

大分大学経済学部ゼミナール幹事会規約

(ゼミナール幹事会規約)

第1条(名称) 本会は、大分大学経済学部ゼミナール連合会と称す。

第2条(構成) 本会は、本学部各ゼミに所属するゼミ生により構成する。

第3条(目的) 本会は、各ゼミの親睦を図り、相互の補完的協力により学問的水準の向上を目指すことを目的とする。

第4条(招集) 本会は、執行部が必要と認めた場合、又全ゼミ数の4分の1以上の要請があった場合に幹事会を開き、執行部が必要と認めるか、又は全ゼミ数の3分の1以上の要請があった場合に総会を開く。

第5条(定足数) 幹事会は、全ゼミ幹の3分の2以上の出席を以って成立し、その過半数の賛成により議決される。総会は全構成員の3分の1以上の出席を以って成立し、その過半数の賛成により議決される。

第6条(執行部) 本会の執行部は、委員長、副委員長、幹事長、書記、会計、渉外、情宣、企画、庶務を以って構成する。

(選出) 原則として構成員の中から5月上旬に選出する。

(任期) 任期は、6月1日より翌年の5月30日までとする。

第7条(権限) 本会の議決事項は、本学部ゼミナリストを拘束する。

第8条(活動) 本会は、各ゼミの独自性を生かし、現在社会の現象を大局的総合的に把握分析する為、自己の問題提起検討の場並びに相互の学問水準の向上を図る場として年1回以上の学内ゼミナール大会を開催する。対外的には各ゼミの研究をより広い視野から追求し、より高い学問・より良き学府創造の為に他大学との交流を図り各種ゼミナール大会に積極的に参加する。

第9条(財源) 新入生より入学時に2,500円を本会が徴収し、これを本会の財源とすることを得る。

第10条(改正) 本規約の改正及び追加は全ゼミ数の3分の2以上の賛成を要する。

第11条(発効) 本規約は昭和60年4月1日より施行する。